



令和 8年 5月 14日  
九州地方整備局  
佐伯河川国道事務所

## 河川事業に伴う建設発生土の受入地募集について ～建設発生土（土砂、玉石）は必要ありませんか？～

国土交通省佐伯河川国道事務所では、番匠川の流下能力向上のため、河道掘削を実施します。

掘削によって発生する建設発生土については、関連工事又は他の公共事業への活用等を行いながら工事を円滑に進めようとしていますが、今回、建設発生土の有効利用を図るため受入地を募集します。

つきましては、窪地の埋立や低地の嵩上げ等の埋立（盛土）等をお考えの方で、ご所有地を受入地として希望される方のご応募をお待ちしております。

### <別添資料>

■建設発生土「受入地募集の概要」

■建設発生土「受入申込書」 （提出書類）

### 問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所

副 所 長 あそう えいすけ 麻生 英介  
河川管理課長 なかしま まさゆき 中嶋 将之

TEL 0972-22-1880（代表）

FAX 0972-23-2799

# 建設発生土「受入地募集の概要」について

## 1. 応募の主旨

国土交通省佐伯河川国道事務所では、番匠川の流下能力向上のため、河道掘削を実施します。

掘削によって発生する建設発生土については、関連工事又は他の公共事業への活用等を行いながら工事を円滑に進めようとしています。今回、建設発生土の有効利用を図るため、受入地の募集を行い、土砂の搬出を行っていきます。

つきましては、窪地の埋立や低地の嵩上げ等の埋立（盛土）等をお考えの方で、ご所有地を受入地として希望される方のご応募をお待ちしております。

※河川内掘削土砂のため、発生土には**岩塊、玉石、礫、多少の塵芥等の混入**が予想されます。

## 2. 応募要件

### (1) 応募出来る方

今後、埋立等の土地造成等を予定している、近隣地域に土地を所有あるいは貸借されている方。（ただし、貸借の場合は、所有者の同意が必要です。）

### (2) 土地の要件

- ①土砂発生場所（その時の工事現場）からの運搬距離が 20km 未満の位置に存在すること。
- ②埋立（盛土）等土量が、原則 1,000 立方メートル程度を超えるものとする。
- ③大型ダンプトラック（10t 車）で土砂（岩塊、玉石、礫等含む）の搬入ができること。
- ④法律、関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了、或いは近々に手続き完了見込であること。
- ⑤建築物に隣接していない等、第三者に影響を及ぼさない土地であること。

## 3. 応募期間及び方法

(1) 応募期間 : 令和8年5月14日（木）～ 令和9年3月31日（水）17時まで  
※応募期間中でも、必要土量に達した場合は、搬出できない場合がありますのでご了承下さい。

(2) 必要書類 : 次の書類を、郵送（当日消印有効）又は持込にて提出して下さい。  
①建設発生土「受入申込用紙」→別添の用紙  
②土地所有者の同意書（受入申込者本人の土地の場合は不要。）  
③埋立等の許可証の写し（取得中であれば取得後提出。）  
④位置図、平面図、字図

## 4. 応募後

応募頂いた土地については、現地立会及びヒアリング等にて、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い、埋立（盛土）等に適した土地と認められれば候補地となり、当事務所にて選考させていただきます。

また、その結果に応じ、覚書を締結します。

なお、申込みいただいても、現地状況等により覚書締結に至らない場合があります。

## 5. その他留意事項

- ①建設発生土の搬入（運搬）は、当方が行います（無料）。敷均し、締固めは申込者においてお願いします。
- ②建設発生土の量に限りがあり、受入候補者の受入場所までの運搬距離が近い方を優先するため、申し込みいただいた全ての箇所に搬入できるわけではありません。
- ③候補地確定後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、公共事業への搬入を優先するため、申し込み時の搬入量を保証することはできません。
- ④搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合は、用地買収及び借地契約等の手続きを、申し込み者において確実に行ってください。
- ⑤搬入に関しては、多数のダンプトラック（10t車）が走行することになりますので、苦情等が発生しないよう、地域住民の皆様等への対応は申込者にて必ずお願いします。
- ⑥建設発生土搬入完了後の管理については、土地所有者の責任において行って頂きます。
- ⑦搬入した土砂を営利目的に使用したり、他の場所へ搬出することはできません。
- ⑧不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。
- ⑨受入れ時期の明確な指定は出来ませんので、予めご了承をお願いします。
- ⑩建設発生土の搬入による埋立（盛土）により必要となる水路や擁壁等の設置、立木、構造物等の支障物件がある場合の対策は申込者で行っていただきます。

## 6. 問い合わせ及び提出先

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所  
〒876-0813 大分県佐伯市長島町4-14-14  
TEL：0972-22-1880  
FAX：0972-23-2799  
担 当：河川管理課 中嶋又は平山（内線331又は330）

※ホームページも併せてご覧下さい。

<http://www.qsr.mlit.go.jp/saiki/>

申込日 令和 年 月 日

## 建設発生土「受入申込書」

国土交通省 九州地方整備局  
佐伯河川国道事務所長 殿

郵便番号：\_\_\_\_\_

住 所：\_\_\_\_\_

氏 名：\_\_\_\_\_ 印

建設発生土の受入について、下記のとおり申し込みます。

### ○許可等を受けた事業に関する事項

事業名称	
法令等の名称	
許可等の時期及び 許可等の番号	年 月 日 第 号
許可等の区域の位置	
許可等の区域の面積	平方メートル
土砂埋立行為を 行う土地の面積	平方メートル
搬入する土砂の総数量	立方メートル
工事予定時期	年 月 日 ~ 年 月 日

### ○連絡先

所属名称：\_\_\_\_\_

担当者氏名：\_\_\_\_\_

電話番号：\_\_\_\_\_ (内線)